

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|---|---------|-----|-----------|------|---|---------|-------|-----------|------|
| (前 略) 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略) | | | | | 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } 2 } (同 左) | | | | |
| 別表第1・2 (略) 別表第3 (第16条関係) | | | | | 附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第16条関係) | | | | |
| 教職員の区分 | 割振り単位期間 | 週休日 | 始業及び終業の時刻 | 休憩時間 | 教職員の区分 | 割振り単位期間 | 週休日 | 始業及び終業の時刻 | 休憩時間 |
| | | (略) | | | | | (同 左) | | |
| 医学部附属病院の診療科及び中央診療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者 | | | (略) | | 医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者 | | | (同 左) | |
| | | (略) | | | | | (同 左) | | |
| 別表第4・5 (略) | | | | | 別表第4・5 (同 左) | | | | |